

# 定 款

(令和4年9月28日改定)

株式会社 壽屋

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社壽屋と称し、英文では KOTOBUKIYA CO., LTD. と表示する。

### 第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 玩具類の企画、製造、販売及び輸出入
- (2) 書籍、アート作品、フィギュア人形、キャラクターグッズ等の制作、出版、販売及び輸出入
- (3) 模型工作に関する材料、部品類、工具の研究・開発、製造、販売及び輸出入
- (4) 古物の売買
- (5) 食品、清涼飲料水、ペット用品、衣料、服飾雑貨、化粧品、スポーツ用品、キャンプ用品、事務用品、楽器、家具、寝具、インテリア用品、カー用品、アクセサリ、園芸用品、時計、光学機器の企画、製造、販売及び輸出入
- (6) コンピューター周辺機器、音響機器、家庭用電気製品、日用雑貨品の製造、販売及び輸出入
- (7) コンピュータソフトウェア、音楽、映像、その他の情報を記録した商品の企画、制作、販売及び輸出入
- (8) 映像、音楽、ゲーム等のコンテンツの企画、制作、販売、上映及び配信
- (9) インターネット、携帯電話網等の通信情報網を利用したデジタルコンテンツ（文字・音声・画像・動画・コンピュータソフトウェア等）の開発、制作、販売及び配信業務
- (10) 生花、観葉植物の栽培、販売及び輸出入
- (11) 飲食業
- (12) イベント・キャンペーンの制作、企画、立案、運営並びに実施
- (13) カルチャー教室等各種の趣味並びに技能の教授のための教室の企画、経営並びにこれらに関するノウハウの提供、経営指導及び業務受託
- (14) 著作権、著作隣接権、パブリシティ権、商標権、意匠権、特許権その他の無体財産権の取得、使用許諾、管理及び譲渡並びにその代行業務
- (15) 宣伝・広告の企画、立案、制作及び広告代理店業
- (16) 貸店舗、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、集会場、駐車場等、不動産の管理賃貸

(17) 上記に附帯関連する一切の業務

### 第3条 (本店所在地)

当社は、本店を東京都立川市に置く。

### 第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、7, 200, 000株とする。

### 第7条 (単元株式数)

当社の一単元の株式数は、100株とする。

### 第8条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### 第9条 (単元未満株主の権利制限)

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

#### 第11条 (株式取扱規程)

当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第12条 (基準日)

当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第13条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第15条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提示しなければならない。

#### 第18条 (議事録)

株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、これに議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

#### 第19条 (員数)

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、9名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

#### 第20条 (選任)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第21条 (任期)

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

#### 第22条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第23条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

#### 第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第25条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第26条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

第27条 (取締役会の決議の省略)

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第28条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに署名又は記名押印又は電子署名を行う。

第29条 (監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第30条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第31条 (取締役への委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

第32条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第33条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

### 第34条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

### 第35条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 会計監査人

### 第36条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第37条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第38条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### 第39条 (会計監査人の責任免除)

当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。



## 第6章 計 算

### 第40条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

### 第41条 (期末配当金)

当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

### 第42条 (中間配当金)

当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

### 第43条 (期末配当金等の除斥期間)

期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。又、未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけないものとする。

## 附則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第65回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。

### (電子提供措置に係る経過措置)

- 1 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。